

狩猟免許

～あなたもハンターになりませんか？～

取得の手引き



徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課

令和7年4月 発行

狩猟について



狩猟とは……

- 決められた猟法で
- 狩猟鳥獣を
- 狩猟期間に

捕獲することです。

みなさんが狩猟を行うには、狩猟免許試験に合格し、狩猟者登録を行う必要があります。

》01 狩猟免許の種類

狩猟免許には次の4種類があり、それぞれの猟法で狩猟を行うためには各猟具ごとの試験に合格する必要があります。

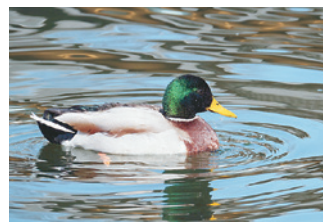
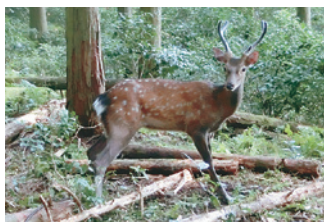
免許の種類	法定猟具	対象鳥獣
網猟	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）	主に鳥類
わな猟	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）	主に獣類
第一種銃猟	装薬銃（ライフル銃、散弾銃）、空気銃	獣類、鳥類
第二種銃猟	空気銃	主に鳥類



》02 徳島県の狩猟鳥獣

カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ヤマドリ（オス）、キジ（オス）、コウライキジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、

ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ（オス）、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ、ニホンジカ、イノシシ



》03 徳島県の狩猟期間

11月15日から翌年2月15日まで

※ニホンジカとイノシシについては、11月15日から翌年3月31日までに延長しています。

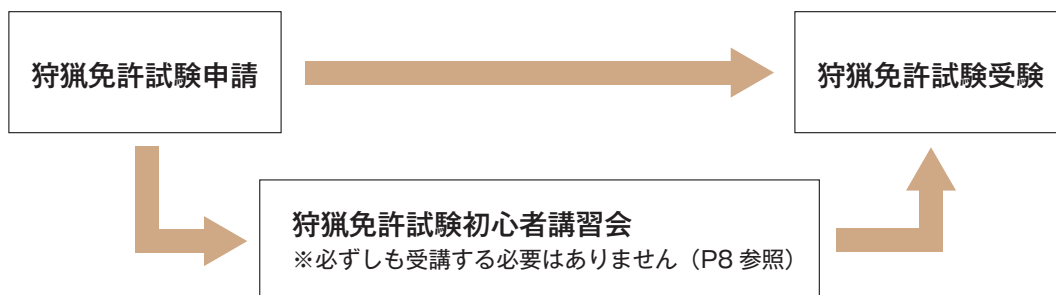
狩猟免許試験について



徳島県では、狩猟免許試験を年に数回開催しております。

詳細については、例年5～6月頃を目途に県のホームページにて日程等を掲載いたしますので、そちらを御確認いただくか、下記の申請書提出先、又は県鳥獣対策・里山振興課(TEL:088-621-2262)までお問い合わせください。

狩猟免許取得の流れ



狩猟免許試験申請の必要物

- ア 狩猟免許試験申請書
- イ 猟銃・空気銃所持許可証(写し) または 医師の診断書(原本)
- ウ 写真(縦3cm×横2.4cm・裏面に氏名及び撮影年月日を記入)
- エ 狩猟免許試験受験票(ウの写真を所定の欄に貼付)
- オ 手数料(収入証紙を申請書に貼付)

受験しようとする狩猟免許 1 種あたり	5,200 円
ただし、狩猟免許を受け、その有効期間内にこれと異なる種の狩猟免許試験を受ける場合	3,900 円

狩猟免許試験申請書の提出先

原則として、試験はどの会場でも受験できますが、申請書等は住所地を所管する東部農林水産局又は各総合県民局に提出してください。

試験会場	提出先※(電話番号)	住 所
徳島会場 (主に徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡にお住まいの方)	東部農林水産局 林業振興担当 (088-626-8582)	〒770-0855 徳島市新蔵町 1-67
阿南会場 (主に阿南市、那賀郡、海部郡にお住まいの方)	南部総合県民局 保健福祉環境部環境担当 (0884-28-9860)	〒774-0011 阿南市領家町野神 319
美馬会場 (主に美馬市、三好市、美馬郡、三好郡にお住まいの方)	西部総合県民局 保健福祉環境部環境担当 (0883-53-2063)	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻 字建神社下南 73

狩猟免許試験について



狩猟免許試験の当日

1

知識試験 (三択問題)

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- 猟具に関する知識
- 鳥獣に関する知識
- 鳥獣の保護及び管理に関する知識



2

適正検査

- 視力（矯正視力可）
わな猟・網猟…両眼 0.5 以上
第一種銃猟・第二種銃猟…両眼 0.7 以上かつ片眼 0.3 以上
- 聴力（補聴器の使用可）
10メートルの距離で90デシベルの音が聞こえること
- 運動能力
四肢の屈伸、挙手及び手指の運動が可能であること



3

技能試験

網猟・わな猟	●猟具の判別 使用可能な猟具と使用禁止の猟具を判別する ●猟具の架設 使用可能な猟具を捕獲可能な状態に架設する。
第一種銃猟	●模造銃の点検、分解及び結合 ●模造銃の装てん、射撃姿勢及び脱包 ●団体行動時の銃器の取扱い及び銃器の受渡し ●休憩の際の銃器の操作 ●空気銃の取扱い（圧縮操作、装てん、射撃姿勢） ●距離の目測
第二種銃猟	●空気銃の取扱い（圧縮操作、装てん、射撃姿勢） ●距離の目測
全試験共通	●鳥獣の判別 狩猟鳥獣か非狩猟鳥獣の判別 ※狩猟鳥獣は、鳥獣の種類まで回答する必要があります。 ※免許の種類によって対象となる狩猟鳥獣が異なります。



以上、全ての試験に合格された方は狩猟免許取得です。

なお、試験結果については技能試験終了後口頭でお伝えの上、後日、狩猟免許をお送りします。

狩猟者登録について



狩猟免許を取得するだけでは、実際に狩猟を行うことはできません。

狩猟をするためには、狩猟をしたい都道府県に狩猟者登録をする必要があります。

徳島県において狩猟をされる方は徳島県に狩猟者登録を行ってください。

受付期間

例年9月頃から受付を開始しています。提出先によって受付時期が異なる場合がございますので、提出先となる県民局等（狩猟免許試験申請書提出先と同じ）にお問合せください。

狩猟免許等登録の必要物

- 1 狩猟者登録申請書
- 2 狩猟免状
- 3 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に係る要件を申請者が備えていることの証明書

※次のいずれかの書類

- ・一般社団法人大日本猟友会の狩猟事故共済保険の写し
- ・損害保険会社の損害保険契約（保険金額が3,000万円以上であるものに限る。）の被保険者であることを証する書類（損害保険会社又はその代理店が発行又は証明したものに限る。）
- ・上記に準ずる資力信用を証する書類

- 4 写真 2枚（縦3cm×横2.4cm・裏面に氏名及び撮影年月日記入）

- 5 狩猟税及び登録手数料

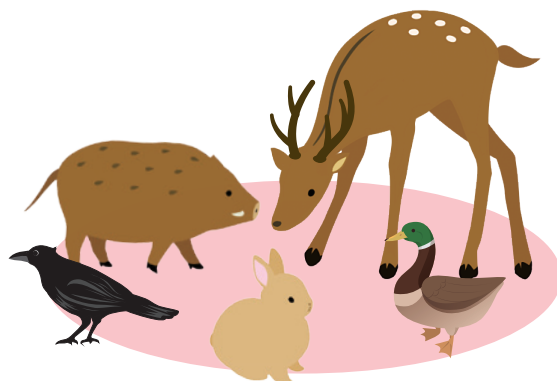
● 狩猟税

免許の種類	通常の税額	県民税の所得割の納付を 要しない方
網及びわな猟	8,200 円	5,500 円
第一種銃猟	16,500 円	11,000 円
第二種銃猟	5,500 円	

※公的な捕獲事業を実施している方については、狩猟税の減免制度があります。

● 狩猟者登録手数料

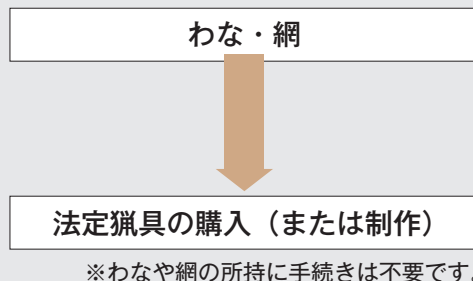
申請する猟法 1 種類につき…1,800 円



猟具の取得について



網・わなを所持するにあたっては、特に法的な手続きは必要ありませんが、猟銃を所持するにあたっては、銃刀法に基づいて、公安委員会が行う講習会の受講や考査を経て、猟銃の所持許可等を受ける必要があります。



猟銃・空気銃所持許可の申請手続

初めて所持する場合

申請者

講習受講申込

【管轄警察署】

手数料 6,900円

講習受講・考査受験

【指定開催地】 1日

交付 講習修了証明書 《有効期間：3年間》

射撃教習の場合

教習資格認定申請

【管轄警察署】

手数料 8,900円

交付 教習資格認定証 《有効期間：3か月》

猟銃用火薬类等譲受許可申請

交付 猟銃用火薬类等譲受許可証

猟銃用火薬類（実包）譲受

【火薬店・射撃場等】

射撃教習受講・考査受験



【教習射撃場】

1日

講習費用 約30,000円

交付 教習修了証明書 《有効期間：1年》

猟銃・空気銃所持許可申請

交付 猟銃・空気銃所持許可証

猟銃・空気銃譲受

【銃砲店等】

許可を受けた日から3か月以内に猟銃・空気銃を所持する。

猟銃・空気銃確認

【管轄警察署】

猟銃・空気銃を所持してから14日以内に管轄警察署に持参し、確認を受ける。

所持許可について ●有効期間：許可日から3回目の誕生日まで
●有効場所：全国

所持許可を取得するまでの手数料

- 猟銃
 - ・射撃教習を受講する場合 約 58,600円 (注1)(注2)
 - ・技能検定を受検する場合 約 41,700円 (注1)
- 空気銃 17,300円 (注1)

(注1) 認知機能検査(満75歳以上の方のみ)の手数料を含まない。

(注2) 射撃教習の教習費用を含む。

※手数料の金額は、徳島県の場合です。

★ライフル銃所持に係る留意事項

ライフル銃の所持許可は、獣類捕獲を職業とする者、事業被害防止のために必要とする者又は継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者に限られる。

技能検定の場合

技能検定受検申込

【管轄警察署】

手数料 22,000円

交付 技能検定通知書

技能検定受検



交付 技能検定合格証明書 《有効期間：1年》

認知機能検査受検

【管轄警察署】 手数料 650円

許可申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者
許可申請書を提出した日以後、道路交通法上の講習予備検査を受検していれば、その結果を利用できる。

空気銃の場合

【管轄警察署】 手数料 10,500円 (同時申請は 6,700円)



Q 狩猟免許の有効期間は？

A 狩猟免許の取得，または，更新した日から3年目の9月14日が有効期間の満了日です。
3年ごとに徳島県が開催する適性検査等を受験し，免許の更新をしてください。

なお，更新にあたっては，2,900円の手数料がかかります。
更新の申請先は狩猟免許試験と同様です。

Q 狩猟を始めるまでに係る費用はどれくらい？

A 狩猟を始めるためには狩猟免許試験の手数料や狩猟税，猟具の購入代金等の費用が発生します。
次の表に免許の種類ごとに必要な金額の目安を記載しておりますので，御確認ください。
また下記の額に加えて，猟具の取得代金が銃で数万円～数十万円程度，わな及び網で数千円（自作）から数万円程度必要となります。

	網猟免許	わな猟免許	第一種銃猟免許	第二種銃猟免許
狩猟免許取得 ※1	約 15,000 円	約 15,000 円	約 15,000 円	約 15,000 円
猟銃所持許可取得 ※2			約 60,000 円	約 20,000 円
狩猟者登録 ※3	約 10,000 円	約 10,000 円	約 20,000 円	約 10,000 円
その他 ※4	約 15,000 円	約 15,000 円	約 15,000 円	約 15,000 円
合 計	約 40,000 円	約 40,000 円	約 110,000 円	約 60,000 円

※1 狩猟免許申請手数料，医師の診断書取得代金，初心者講習会受講料等

※2 猟銃所持許可申請，講習受講料等（詳細は P6 参照）

※3 狩猟者登録手数料，狩猟税等

※4 ハンター保険等

※ ※1，※2 については初期投資費用。※3，※4 については毎年必要な費用。

Q 有害鳥獣捕獲とは？

A 農作物被害や生活被害があったときに許可を受けて鳥獣を捕獲するものです。
有害鳥獣捕獲班に入りたいという方はお住まいの市町村にお問合せください。

Q 狩猟免許を取得すればすぐに狩猟をしてもいいのか？

A 狩猟免許を取得しただけでは，狩猟はできません。
狩猟をするためには，狩猟をしたい都道府県で狩猟者登録を行う必要があります。（P5参照）



Q

狩猟をしてはいけない場所はどこ？

A

次の場所では狩猟が禁止されています。

鳥獣保護区(特別保護地区を含む)、休猟区、公道、都市公園等、社寺境内、墓地等

また、次の条件に当てはまる場合、銃器の使用が禁止されています。

- 住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所
- 日没から翌日の日の出前までの間
- 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって銃撃をすること

Q

猟友会ってなに？入るメリットは？

A

猟友会とは、狩猟者のための公益団体です。

猟友会に入るメリットは次のようなものがあります。

- 狩猟者登録の際に必要な狩猟事故共済保険に入ることができる。
- 狩猟者同士のネットワークができる。

Q

狩猟の技術向上のための講習会はあるか？

A

一般社団法人徳島県猟友会で次の講習会を開催しております。

開催時期等詳細については徳島県猟友会事務局(TEL:088-623-1617)にお問合せください。

- わな猟免許所持者技術向上講習会
- 銃猟免許所持者技術向上講習会

Q

狩猟免許初心者講習会とは？

A

一般社団法人徳島県猟友会主催で、これから狩猟免許を取得しようと考えている方を対象とした狩猟免許初心者講習会(有料)が開催されています。

詳細については、徳島県猟友会事務局(TEL:088-623-1617)にお問い合わせください。

なお、**講習会の受講は任意**であり、必ずしも受講する必要はありません。

狩猟免許取得の手引き

～あなたもハンターになりませんか？～

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課
令和7年4月発行